

(参考1-3). FISIM の対象範囲(図表2参照)

- ・ 図表1-3の「①」の箇所はFISIMの対象範囲で、当該図の上段「FISIMの対象となる金融機関」と左列「FISIMの対象商品」の縦横帯がクロス(編みがけ箇所)区域において FISIMが生産される。
- ・ 図表の「②、③、④」の箇所は、従来の帰属利子方式での推計対象範囲であるがFISIMが生産されない区域である。

図表1-3 FISIMの対象範囲 (帰属利子方式との比較)

金融機関 \ 商品	FISIMの対象となる 商品	FISIMの対象外となる 商品
FISIMの対象となる 金融機関	①	②
FISIMの対象外となる 金融機関	③	④